

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会社名 日本ハム株式会社  
代表者名 取締役社長 小 林 浩  
(コード番号 2282 東証・大証第一部)  
問合せ先 広報 I R 部長 中 島 茂  
T E L 06-6282-3031

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第 29 条 【条文省略】 【新 設】  【新 設】	(監査役の選任) 第 29 条 【現行どおり】 ② <u>当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ③ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(監査役の任期) 第 30 条 【条文省略】 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第 30 条 【現行どおり】 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

以 上